

第4次

坂東市定員適正化計画

(令和3年度～令和7年度)



令和3年3月

坂東市

1 これまでの取組状況

第1次定員適正化計画及び第2次定員適正化計画では、合わせて64人（12.6%）の抑制を達成しましたが、平成28年度から令和2年度までの第3次定員適正化計画は、施設増設に伴い、専門職を確保するため、職員数の維持を図るものとなりました。

事務事業や職員配置体制の見直しを行い、目標達成を目指しましたが、権限移譲による事務の増加や専門職の採用者の増加により達成できず、令和2年4月1日時点で18人の増員となりました。

(1) 計画と実績

ア 第1次適正化計画

(単位：人)

区分	H17.4.1	H18.4.1	H19.4.1	H20.4.1	H21.4.1	H22.4.1	減少数	減少率
計画	507	504	503	496	489	483	△24	4.7%
実績	507	500	493	474	460	462	△45	8.9%
増減	0	△4	△10	△22	△29	△21		

イ 第2次適正化計画

(単位：人)

区分	H22.4.1	H23.4.1	H24.4.1	H25.4.1	H26.4.1	H27.4.1	減少数	減少率
計画	462	459	454	451	451	446	△16	3.5%
実績	462	457	461	438	444	443	△19	4.1%
増減	0	△2	7	△13	△7	△3		

ウ 第3次適正化計画

(単位：人)

区分	H27.4.1	H28.4.1	H29.4.1	H30.4.1	H31.4.1	R2.4.1	減少数	減少率
計画	443	454	443	443	443	443	0	0.0%
実績	443	453	465	471	467	461	18	△4.1%
増減	0	△1	22	28	24	18		

(2) 年度別実績

(単位：人)

区分	H27.4.1	H28.4.1	H29.4.1	H30.4.1	H31.4.1	R2.4.1	合計
職員数	443	453	465	471	467	461	(H28～R2)
増減	—	10	12	6	△4	△6	18

(3) 職種別実績

(単位：人)

区分	H28.4.1	H29.4.1	H30.4.1	H31.4.1	R2.4.1	合計
事務職	5	6	0	0	△1	10
土木・建築技術職	2	0	2	0	0	4
幼稚園教諭・保育士	6	1	6	△3	△2	8
保健師・看護師・栄養士	△2	4	△1	0	0	1
社会福祉士・言語聴覚士	0	2	1	1	0	4
技能労務職	△1	△1	△2	△2	△3	△9
合計	10	12	6	△4	△6	18

2 職員数の現況

(1) 職員の年齢構成

(単位：人)

	～24歳	～29歳	～34歳	～39歳	～44歳	～49歳	～54歳	55歳～	計
男性	11	41	34	39	40	45	35	40	285
女性	12	32	32	22	24	25	13	16	176
計	23	73	66	61	64	70	48	56	461
構成比(%)	5.0	15.8	14.3	13.2	13.9	15.2	10.4	12.2	100.0

※令和2年4月1日現在

(2) 人口1万人当たりの職員数

ア 県西7市

(単位：人)

団体名	住民基本台帳人口	職員数	1万人当たり	県内順位
古河市	142,992	853	59.65	26
結城市	51,795	375	72.40	18
下妻市	43,395	329	75.82	16
常総市	57,770	515	89.15	7
筑西市	104,059	776	74.57	17
桜川市	41,440	368	88.80	8
坂東市	53,881	461	85.56	9
県平均	82,730	573	74.75	

※住民基本台帳人口は、令和2年1月1日現在。

※職員数は、令和2年4月1日現在の一般行政、教育、公営企業等の合計。

※県平均及び県内順位は、県内32市の数値。

イ 類似団体（一般市）

(単位：人)

団体名	住民基本台帳人口	一般行政職員数	1万人当たり	普通会計職員数	1万人当たり
坂東市	54,430	326	59.89	422	77.53
類似団体平均	66,862	398	59.52	508	75.98
比較			0.37		1.55

※類似団体とは、総務省によって次の基準により区分されたもの。

全市区町村を指定都市、中核市、特例市、特別区、その他の一般市、町村に分け、その他の一般市と町村は人口と産業構造に応じ、一般市を16類型に、町村を15類型に区分したもの。

本市は「人口5万以上10万未満」、「産業構造Ⅱ次、Ⅲ次90%未満の団体」である区分「Ⅱ-0」に該当している。

※住民基本台帳人口は、平成31年1月1日現在。

※職員数は、平成31年4月1日現在。

3 計画の策定にあたって

(1) 基本方針

平成17年3月22日の坂東市誕生から15年が経過した今年度は、坂東パーキングエリア整備関連事業をはじめ、地籍調査事業、教育拡充のための各施策、雇用拡大のための坂東インター工業団地整備事業等が展開されています。来年度以降も事業の継続が見込まれており、職員の確保は喫緊の課題となります。

そのため、引き続き業務を勘案した職員配置体制の見直しを行う一方、再任用職員等の多様な任用形態の活用をするなど、新たな行政需要に対応し得る人員の確保に努め、適正な定員管理に取り組みます。

(2) 計画期間

ア 基準日	令和2年4月1日
イ 目標日	令和7年4月1日
ウ 計画期間	令和3年度から令和7年度までの5年間

(3) 目標達成のための取り組み

ア 指定管理者制度・民間委託の推進

市民との協働を推進する中で、公・民の役割分担を見直し、指定管理者制度等の活用、民間委託を可能な限り検討します。

イ 再任用職員等の活用

専門的知識や経験が必要とされる業務や一定の期間事業量の増加が見込まれる業務等に再任用職員等を活用します。

ウ 人材の活用

職員研修の充実、人事評価制度の活用、適材適所の人事管理をとおし、職員の能力を引き出し、公務能率の向上を図ります。

エ 新たな行政需要への対応

新規事業への対応や事業の拡大については、既存事業の適時性や必要性の見直しを行うとともに、必要人員の確保に努めます。

オ 情報化の推進

電子自治体を推進し、市民にも、職員にも開かれた情報管理を行うとともに、省力化・迅速化・効率化に努めます。

(4) 新たな任用制度への対応

国が進める働き方改革に関連して、多様で柔軟な働き方の実現を推進するため、新たな任用制度が創設されることから、関係法令に基づき、適切に対処します。

国では職員の定年を段階的に65歳に引き上げることを基本とした定年制度の見直しを検討しています。その場合、再任用制度や職員採用など、人事管理面にも影響を及ぼすことから、制度見直しの動向を注視していきます。

4 定員管理の目標

第4次定員適正化計画は、多種多様化する新たな行政需要に対応し得る専門的な職種の人員確保に努めるとともに、経験豊富な再任用職員の活用により、住民ニーズにあった質の高い行政サービスを提供を目指します。そのためにこれまでの成果や今後の退職者の見込みに加え、今般改正を行った再任用職員の規定との兼ね合いを見ながら、引き続き業務や職員配置体制の合理化を図ります。

具体的な目標として、現在の人口1万人当たりの職員数が、県平均を上回っていること、また、類似団体の平均との比較も上回っている状況を鑑みて、目標日の令和7年4月1日時点においては、10人（2.2%）の抑制を図ります。

(1) 目標

(単位：人)

区 分	R2.4.1	R3.4.1	R4.4.1	R5.4.1	R6.4.1	R7.4.1	減少数計
職員数	461	447	452	455	457	451	△10
増 減	—	△14	5	3	2	△6	

(2) 年度別職員数

(単位：人)

区 分	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
年度当初職員数	461	447	452	455	457	451
退職者数	27	12	23	15	28	22
定年退職	7	4	13	5	9	11
再任用退職	15	2	4	4	13	5
その他の退職	5	6	6	6	6	6
採用職員数	11	13	17	26	17	22
新規採用者数	8	9	13	13	12	13
再任用者数	3	4	4	13	5	9
中途採用者数	0	0	0	0	0	0
年度末職員数	434	435	429	440	429	429

※その他の退職者数は、5年間の退職者数の平均値

(5年間のその他の退職者数 = 33人 / 5 → 6.6人)

※再任用退職者数は、「坂東市職員の再任用に関する事務取扱規程」に基づき算出

※再任用職員数は、前年度定年退職者全員が希望するものとして算出